電気需給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気需給約款（2023 年 4 月 1 日実施）※2023 年 10 月 12 日改訂
別紙 1　　燃料費調整	**別紙 1　　燃料費調整**
1. 燃料費調整額の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 ・平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。	1. 燃料費調整額の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 ・平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α、β、γ=別表 1 に定める係数 なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。
(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 また、基準燃料価格（円）、基準単価（銭）は別表に定めるものとします。 (a)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 ・燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）×基準単価／1,000 (b)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合 ・燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準単価／1,000	(2) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また、基準燃料価格（円）は別表 2、基準単価（銭）は別表 3、4 に定めるものとします。 (a)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合 ・燃料費調整単価＝（基準燃料価格－平均燃料価格）×基準単価／1,000 (b)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を上回る場合 ・燃料費調整単価＝（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準単価／1,000
2. 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。	2. 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 3、4 に定めるものとします。
3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。 ・燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価	3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に 1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。 ただし、別紙 3（電灯需要料金表）の「四国電力エリア」1.の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。 なお、最低料金適用電力量とは、四国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

電気需給約款（2023 年 4 月 1 日実施）

別表：燃料費調整単価算出係数等

供給地域	α	β	γ
東北電力エリア	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力エリア	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227
四国電力エリア	0.2104	0.0541	1.0588

供給地域	基準燃料価格	基準単価
東北電力エリア	31,400 円	22.1 銭/kWh
東京電力エリア	44,200 円	23.2 銭/kWh
中部電力エリア	45,900 円	23.3 銭/kWh
関西電力エリア	27,100 円	16.5 銭/kWh
四国電力エリア	26,000 円	19.6 銭/kWh

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

電気需給約款（2023 年 4 月 1 日実施）※2023 年 10 月 12 日改訂

別表 1：燃料費調整単価算出係数

供給地域	α	β	γ
東北電力エリア	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力エリア	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力エリア	0.0275	0.4792	0.4275
関西電力エリア	0.0140	0.3483	0.7227
四国電力エリア	0.2104	0.0541	1.0588

別表 2：基準燃料価格

供給地域	基準燃料価格
東北電力エリア	31,400 円
東京電力エリア	44,200 円
中部電力エリア	45,900 円
関西電力エリア	27,100 円
四国電力エリア	26,000 円

別表 3：別紙 3（電灯需要料金表）の「四国電力エリア」1. の契約種別の場合の基準単価

供給地域			基準単価
四国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	2 円 15.4 銭
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19.6 銭

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表 4：別表 3 以外の契約種別の場合の基準単価

供給地域		基準単価
東北電力エリア	1 キロワット時につき	22.1 銭
東京電力エリア	1 キロワット時につき	23.2 銭
中部電力エリア	1 キロワット時につき	23.3 銭
関西電力エリア	1 キロワット時につき	16.5 銭
四国電力エリア	1 キロワット時につき	19.6 銭

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

電気需給約款（2023 年 4 月 1 日実施）	電気需給約款（2023 年 4 月 1 日実施）※2023 年 10 月 12 日改訂
別紙 2　　再生可能エネルギー発電促進賦課金 4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。 なお、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。 なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。	**別紙 2　　再生可能エネルギー発電促進賦課金** 5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2.の使用電力量に上記 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。 ただし、別紙 3（電灯需要料金表）の「四国電力エリア」1. の契約種別の場合は、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とします。 また、最低料金適用電力量とは、四国電力エリアにおいては、1 契約につき最初の 11 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 なお、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。 なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。